

【例】

令和7年 月 日

〇〇〇〇 株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿

一般社団法人群馬県トラック協会
会長 武井 宏

●●運送 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

トラック運転者の労働時間削減へのご理解とご協力のお願について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に対し格別のご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック輸送は国内物流の基幹的役割を果たしており、国民生活及び社会経済活動を支えるライフラインとして必要不可欠な基幹産業ですが、少子高齢化や他産業と比較して長時間労働かつ低賃金による慢性的なドライバー不足など人材確保が非常に厳しい状況にあります。

このような中、令和6年4月から施行されたトラック運転者等に対する時間外労働の上限規制（年間960時間）の適用や自動車運転者のための労働時間の改善のための基準（改善基準告示）の改正は、我々運送業界にとって大きな変革となり、既に労働時間短縮による稼働時間の減少、輸送力低下が発生している状況です。国土交通省が実施した“物流の2024年問題対応状況調査結果（令和7年3月現在）”でも、依然として3割から4割の運送事業者が「荷待ち時間が長い、荷待ち時間が生じることが多い」、「荷役作業の時間が長い」と回答しており、2020年と比較しても横ばいのまま改善されておられません。

これらの背景には、発荷主・着荷主等の積卸し場所における荷待ち時間や附帯作業などの慣行が一因として挙げられ、長時間労働や労働環境悪化に繋がる要因となっています。国土交通省では、このようなトラック運送事業における適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者に対する法的措置として令和5年7月に全国に「トラックGメン」を設置し、荷主企業・元請事業者に対する“働きかけ”や“要請”、“勧告”を行うとともに、関係省庁や関係機関と連携を図りながら、トラック輸送における労働条件、荷主等との取引環境改善など、様々な課題の解決に向けて取り組んでいるところです。

我々運送業界における労働環境を改善するためには、長時間労働の要因である荷積み・荷卸し・附帯作業にかかる荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等が必要ですが、トラック運送事業者の自助努力だけでは限界があり、荷主の皆様のご理解ご協力による積極的な取り組みが必要不可欠です。

トラック運送事業者は“改善基準告示”で定められた拘束時間・休息期間・連続運転時間等の法令を遵守することが義務付けられており、荷待ち時間・荷役時間の短縮は、トラックドライバーの長時間労働の改善にも繋がるとともに、安全・安心な輸送サービスを提供にも繋がります。

発着荷主事業者の皆様におかれましては、トラック運送事業の深刻な窮状をご勘案いただき、トラックドライバーの労働時間削減、労働環境及び待遇改善に向けて、より一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白